



7 あわのわ awanowa と障害者優先調達推進法

徳島県では、「みんながつながる“あわのわ”障がい者就労飛躍事業」による、就労製品の販売の場と機会の創出に取り組んでいます。



いろいろな環、心つながる、みんなつながる。

《^{あわのわ}awanowa》とは、徳島県内の障がい者就労施設等からなるNPO法人とくしま障がい者就労支援協議会の統一ブランドです。

障がい者就労施設等で働く利用者の工賃を上げる「徳島県工賃向上計画（第5期）」に基づき、就労製品の促進販売を図るため、「NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会」が中心となり、各施設の若手職員からなる「ブランド研究会」を設置し、専門家の指導と協力を仰ぎながらブランド価値の規定や方針・計画・戦略等を調査・研究し、統一したブランド戦略を策定、各施設間の意識の共有化を図り実施しているものです。



あいねこと藍ずきんちゃん

NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会の登録商標です。

購入方法・お問合せは

NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会 事務局

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ内

TEL 088-602-7560 ファクシ 088-602-7561

E-mail jimukyoku@npo-tokushima-jusan.com URL <http://arunjo.com>



あわのわーく

◆ あわのわーく <https://arunjo.com/awano-work/>

◆ ネット販売 <http://awanowa.com>



あわのわ ONLINE SHOP

障害者優先調達推進法

この法律は、障がい者就労施設等で就労する障がいのある方や在宅で就業する障がいのある方の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成25年4月に制定されました。

☆ 詳しくは厚生労働省「障害者優先調達推進法」の専用ホームページをご覧ください。☆
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052423.html>

◆ 障がい者関係の事業所・施設への発注を ◆

障がい者関係の事業所・施設では、各種印刷物・物品等の作成、役務の提供、その他の業務を行っていますので、ぜひご利用ください。

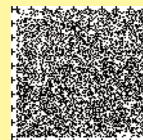
▶ NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会への対面販売申込みについて

イベント、行事等において弁当・パンや雑貨などの販売の機会を設けていただける場合は、NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会まで御連絡をお願いします。





障がいのある方の「働きたい!!」を支援します



支援として次のようなものがあります。

他にも様々な支援制度がありますので各窓口にご確認ください。

障害者トライアル雇用 (障害者試行雇用事業)

短期(原則3ヶ月)の試行雇用で受け入れ、一般雇用への移行を支援する制度です。

(窓口) 各ハローワーク (P.6 参照)

ジョブコーチ

(職場適応援助者による支援事業)

障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向き、直接的、専門的な支援を行います。

(窓口) 徳島障害者職業センター
(P.7 参照)

多様な職業訓練

(障がい者の多様なニーズに対応した職業訓練)

県が、企業、社会福祉法人などに委託して就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施します。

(窓口) 徳島県産業人材課
Tel 088-621-2353

就業面と生活面の一体的な支援

(障害者就業・生活支援センター)

センターの窓口での相談や職場訪問などにより、職業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。

(窓口) 障害者就業・生活支援センター
(P.7 参照)



障がい者に関するマーク(主なもの)



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人々が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。



盲人のための国際シンボルマーク

このマークがついた歩行者用信号ボタンがある信号機は、視覚障がい者が安全にわたれるよう信号時間が長めに調整されています。



身体障害者標識

肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。



ほじょ犬マーク

身体障がい者が、公共の施設や交通機関、民間施設で、身体障がい者補助犬と同伴できることを知っていただくためのマークです。



聴覚障害者標識

聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。



オストメイトマーク

人工肛門や人工ぼうこうを使用している方のための施設や、オストメイト対応トイレの入口案内誘導プレートに表示されています。



聴覚障害者シンボルマーク(耳マーク)

聞こえが不自由なこと、または聞こえが不自由な人への配慮を表すマークです。このマークを見かけたら「手招きして呼び」「大きめの声ではっきり話す」「筆談する」等にご協力をお願いします。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいを持つ人」を示すマークです。このマークを着用されている人を見かけた場合は携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用などの配慮をお願いします。



障害者雇用支援マーク

障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体の認証マークです。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上に掲げている視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方や、内部障がいや難病の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです(JIS規格)。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、公共交通機関で席を譲る等、思いやりのある行動をお願いします。
(56ページ参照) 7月20日は「ヘルプマークの日」として定められています。

